

高額介護サービス費の支給について

介護保険では、同じ月に利用したサービスの1割～3割の利用者負担の合計額が、下表の負担上限額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。※施設サービスでの食費・居住費、日常生活費等の費用の自己負担分は高額介護サービス費の支給対象になりません。

(表) 利用者負担段階と高額介護サービス費の負担上限額 (1か月)

利用者負担段階	高額介護サービス費の負担上限額(世帯合計)
老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方等	15, 000円
世帯全員が住民税非課税の方で、合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下の方等	24, 600円（個人の場合は15,000円）
世帯の全員が住民税非課税の方	24, 600円
上記以外の一般世帯の方	44, 400円
現行並み所得相当世帯*で、年収約770万円未満の世帯の方	44, 400円
現行並み所得相当世帯*で、年収約770万円以上の世帯の方	93, 000円
現行並み所得相当世帯*で、年収約1,160万円以上の世帯の方	140, 100円

*現役並み所得相当世帯: 年収約383万円以上

特定入所者介護サービス費について(特養)

介護保険では、上記利用者負担段階に応じて、介護保険施設サービスでの滞在費・食費の自己負担が軽減されます。

(表) 特定入所者介護サービス費の基準費用額と負担限度額

	滞在費	食 費
基準費用額	<u>2,006円</u>	1,600円
第1段階	820円	300円
第2段階	820円	390円
第3段階①	1,310円	650円
第3段階②	1,310円	1,360円

※上記申請については、入所後に申請を行う方は、施設にて代行申請致します。